



2025年3月25日

各 位

会 社 名 浜 井 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 藤 公 明
(コード： 6131、東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 担 当 山 畑 喜 義
(TEL. 03-3491-0131)

株式会社 Mint による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社 Mint（以下「公開買付者」といいます。）が2025年2月6日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年3月24日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本公開買付けの結果、2025年3月31日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「浜井産業株式会社株式（証券コード：6131）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定の下限に達したことにより、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定日

2025年3月31日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式2,754,145株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年3月31日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主であった株式会社FUJIは、その所有する全ての当社株式320,900株全てについて、本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年3月31日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名称	株式会社 Mint
(2) 所在地	東京都文京区向丘一丁目 14 番 2-206 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 武藤 公明
(4) 事業内容	当社株式の取得及び保有
(5) 資本金	5,000 円
(6) 設立年月日	2024 年 12 月 27 日
(7) 大株主及び持株比率	武藤 公明 100.00%
(8) 当社と当該株主の関係	
資本関係	当該株主と当社の間には、記載すべき資本関係がありません。 なお、公開買付者の代表取締役かつ株主である武藤公明氏は、当社株式 110,296 株（所有割合（注 1）：3.46%）を所有しております。
人的関係	当社の代表取締役社長である武藤公明氏が当該株主の代表取締役を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	当該株主は、当社の代表取締役社長である武藤公明氏が議決権の 100.00%を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

(注 1) 「所有割合」とは、当社が 2025 年 2 月 14 日に公表した「2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第 3 四半期決算短信」といいます。)に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (3,462,400 株) から、当社第 3 四半期決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 (276,033 株) を控除した株式数 (3,186,367 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

② 新たに主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名称	株式会 F U J I
(2) 所在地	愛知県知立市山町茶碓山 19 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 五十棲 丈二
(4) 事業内容	電子部品実装ロボットならびに工作機械の開発・製造・販売
(5) 資本金	5,878 百万円 (2024 年 3 月 31 日現在)

(4) 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

① 株式会社 Mint (公開買付者)

	属性	議決権の数 (議決権所有割合 (注2)) (所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	27,541 個 (86.44%) (2,754,145 株)	—	27,541 個 (86.44%) (2,754,145 株)	第1位

(注2) 「議決権所有割合」とは、当社第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数(3,462,400株)から、当社第3四半期決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(276,033株)を控除した数(3,186,367株)に係る議決権数(31,863個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下、同じです。

② 株式会社 F U J I

	属性	議決権の数 (議決権所有割合) (所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	3,209 個 (10.07%) (320,900 株)	—	3,209 個 (10.07%) (320,900 株)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 2,754,145 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社が2025年2月5日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのこと。その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次

第速やかに公表いたします。

以 上

(添付資料)「浜井産業株式会社株式(証券コード:6131)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年3月25日

各 位

会社名 株式会社 Mint
代表者名 代表取締役 武藤 公明

浜井産業株式会社株式（証券コード：6131）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 Mint（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年2月5日、浜井産業株式会社（証券コード：6131、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年2月6日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年3月24日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社 Mint
東京都文京区向丘一丁目14番2-206号

（2）対象者の名称

浜井産業株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,186,384 株	2,124,200 株	— 株
合計	3,186,384 株	2,124,200 株	— 株

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（2,124,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,124,200株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3）本公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設定しておりませんので、買付予定数は公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式の最大数（3,186,384株）を記載しております。これは、対象者が2024年11月13日に公表した「2025年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数（3,462,400株）から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己

株式数 (276,016 株) を控除した株式数 (3,186,384 株) です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付け期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年2月6日 (木曜日) から2025年3月24日 (月曜日) まで (30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,320円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (2,124,200株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計 (2,754,145株) が買付予定数の下限 (2,124,200株) 以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。) 第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第30条の2に規定する方法により、2025年3月25日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	2,754,145株	2,754,145株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	2,754,145株	2,754,145株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,102 個	(買付け等前における株券等所有割合 3.46%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	27,541 個	(買付け等後における株券等所有割合 86.44%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	94 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.30%)
対象者の総株主の議決権の数	31,647 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2024 年 11 月 14 日に提出した第 99 期中半期報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が 2025 年 2 月 14 日に公表した「2025 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数(3,462,400 株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(276,033 株)を控除した株式数(3,186,367 株)に係る議決権の数(31,863 個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日
2025 年 3 月 31 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が 2025 年 2 月 6 日付で提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

ません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の процедуруを実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、当該 procedure が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の procedure を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の procedure につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 Mint

(東京都文京区向丘一丁目 14 番 2-206 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上